

特定少年に対する実名報道の是非

飯泉 結衣

- 1.はじめに
- 2.少年法の改正
- 3.各報道機関の姿勢
- 4.実名報道のメリット・デメリット
- 4.私見
- 5.おわりに

1. はじめに

特定少年に対する実名報道は、2021年2月19日に「少年法等の一部を改正する法律案」が内閣提出法案として衆議院に提出され、同年5月21日に衆議院本会議で可決、成立したことで一部解禁された。これにより、逆走後起訴された特定少年は実名報道の対象となる。特定少年という扱いについても、2021年の改正により新たにできた区別であり、18・19歳を特定少年とすることで17歳以下の少年とは異なる扱いをすることが定められた。つまり、18・19歳の少年は条件を満たした場合において成人と同様に実名報道が可能になる。一方で、特定少年であっても「成長途中であり可塑性を有する」¹ことから、引き続き少年法の一部が適用され、少年法第61条に定められた「少年の健全な育成」を目的とした対応が必要とされている。

2021年の少年法の改正について、法制審議会では少年法の適用範囲を引き下げるべきという意見と引き下げないでおくべきという意見が二極化した²ことから、対象年齢自体は引き下げずに18・19歳の少年を特定少年として他とは異なる扱いをする折衷案が成立することとなった。特定少年における実名報道の解禁は、賛否が分かれ今なお議論されていることから、社会的な関心が高い問題である。そこで、本レポートでは、実名報道のメリットとデメリットから少年に及ぼす影響について私見を述べていきたい。

¹ 法務省(2022年3月25日)「改正少年法下における若年者に対する矯正教育等について」、https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00103.html (2024年12月31日閲覧)。

² 法制審議会—少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会の議論については、法務省のホームページ https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_00296.html (2025年1月1日閲覧) 参照。

2. 少年法の改正

① 改正の経緯

2021年に行われた少年法の改正は、少年法が施行された1949年以降の改正のうち5度目の改正である。これまで行われてきた少年法の改正は、1990年代の終わりごろに相次いで起こった凶悪事件が背景にあり、少年犯罪被害当事者の会³など被害者遺族を中心に活動が行われてきた。そんな中、2021年に成立した今回の改正の大きな理由には、被害者遺族を中心に少年法の対象年齢の引き下げが訴えられてきたことと、選挙権年齢と成人年齢の引き下げがある。被害者遺族によって訴えられてきた少年法の対象年齢の引き下げが民法上の成人年齢を20歳から18歳に引き下げる議論が行われていたことで本格的に検討されるようになったのである。つまり、特定少年に対する実名報道の解禁は、特定少年が社会的に「責任ある主体」となったことが要因の1つにあると考えられる。実際に、法務省は「選挙権年齢や民法の青年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18・19歳の者は社会において責任のある主体としての積極的な役割を果たすことが期待される立場になった」⁴とし、「罪を犯した場合にはその立場に応じた取り扱いとするため、「特定少年」として、17歳以下の少年と異なる特例を定めることを認めています。」⁵としている。

② 実名報道を解禁する基準

実名報道を各機関が行うにあたって、最高検察庁の2022年2月8日の「少年法等の1部を改正する法律の施行に伴う事件広報について」という発信文書が参考とされる。この発信文書では、引き続き少年の健全育成や構成に配慮した取り扱いをすること、裁判員裁判が行われる等の重大犯罪であり地域社会に与える影響が大きい場合に氏名等の公表を検討することといった一定の基準が定められている。つまり、特定少年に対しても少年と同様に健全育成や更生に配慮した取り扱いをする必要があり、条件を満たしても一律実名報道はされないようになっている。そのため、検察が起訴時に実名を公表した事案であっても報道で実名が公表されるとは限らない。これらから、少年事件における実名報道に関しては、地域社会に与える影響よりも少年の更生を重視した対応が取られている。

³ 少年犯罪被害当事者の会「少年犯罪被害当事者の会とは」、

〈<https://hanzaihigaisha.jimdofree.com/%E4%BC%9A%E3%81%AE%E6%A1%88%E5%86%85/>〉 (2024年12月31日閲覧)。

⁴ 法務省(2021年6月)「少年法が変わります!」、

〈https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00015.html〉 (2024年12月31日閲覧)。

⁵ 法務省・前掲注(4)。

るようにも考えられる。実際に、検察が実名を公表した甲府事件では、地元紙・民法含め圧倒的多数が実名報道を行っている⁶一方で、寝屋川事件では民法は実名、新聞は匿名と判断が分かれている。圧倒的多数が実名報道を行った甲府事件においては、少年法の改正後に行われた実名報道の第1号であり注目度が高い事件であった影響もあるが、実名で報道を行った地元紙の山梨日日新聞記者に対して神戸新聞が取材するという異例の取り組みが行われている。⁷こうした動きからも、実名報道については各社でスタンスが異なることが強調される。

3. 各報道機関の姿勢

① 日本新聞協会

日本新聞協会は新聞協会の少年法第61条の扱いの方針として、18・19歳の特定少年については起訴後に氏名や顔写真を報道できるようになったことから、実名報道は「各社の判断で行う」という説明を加えた。⁸これにより、逃亡中で凶悪な累犯の恐れがある場合や、指名手配中の容疑者操作に協力する場合といった「少年保護より社会的利益の用語が強く優先する特殊な場合」については、報道各社の判断で例外的に実名や顔写真を報じることを認めている。⁹ただし、少年法第61条の趣旨である少年保護の考え方を踏まえ、一部の場合を除き実名報道はすべきでないという基本的な考え方は方針改訂以前から維持した。¹⁰

⁶ 日本経済新聞(2022年4月12日)「「特定少年」実名報道、匿名は少数 ネットは各社に相違」、

[〈https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE1299C0S2A410C2000000/?msocid=364962b091b76c5a3ff73d5905d6d9a〉](https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE1299C0S2A410C2000000/?msocid=364962b091b76c5a3ff73d5905d6d9a) (2025年1月1日閲覧)。

⁷ 神戸新聞NEXT(2024年2月22日)「「成人未満・第6部 紙と命—実名報道と極刑」判決の日残された「痛み」どう書く 被告自ら死刑希望、地元紙の葛藤」、

[〈https://www.kobe-np.co.jp/news/society/202402/0017355044.shtml〉](https://www.kobe-np.co.jp/news/society/202402/0017355044.shtml) (2025年1月1日閲覧)。

⁸ 日本新聞協会(2022年2月16日)「18、19歳の被告名は各社判断で報道 少年法第61条の扱いの方針改定 新聞協会」、

[〈https://www.pressnet.or.jp/news/headline/220216_14497.html〉](https://www.pressnet.or.jp/news/headline/220216_14497.html) (2025年1月1日閲覧)。

⁹ 日本新聞協会・前掲注(8)。

¹⁰ 日本新聞協会・前掲注(8)。

② 朝日新聞

朝日新聞では、特定少年に対する実名報道の一部解禁を受けて2022年に「メディアと倫理委員会」が開かれた。ここでは、社内に設けられた事件報道小委員会での議論の結果、特定少年も少年である以上は立ち直りに配慮し、実名報道は例外的な事件に限定して報道する方針を決定したことが話されている。¹¹ここでいう例外的な事件とは、基本的に故意の犯罪行為で人を死なせ社会的に影響が大きい事件を対象とする。しかし、現状は殺人であっても酌むべき事情がある事例等がある一方で傷害致死であっても極めて悪質なケース等が存在する。そこで、罪状で実名報道の有無を決めるのではなく犯罪の状況や、内容、社会に与えた影響の大きさ、少年の役割などを総合的に検討して判断するとした。¹²

4. 実名報道のメリット・デメリット

① メリット

実名報道のメリットとして、以下の4点が挙げられる。1つ目は、事件が現実味を増すという点である。これは単純に氏名等の情報を伏せたまま報道するよりも、実名や私生活等の情報を公開した方がより現実味が増し、事件に対しての関心を高めることにつながるという考えである。

2つ目は、情報の信ぴょう性が上がるという点である。報道機関等は、実名で報道する際に誤った情報を拡散しないように情報を慎重に取り扱うようになる。そのため、正確な情報を得るための情報収集や検証が詳細に行われ、結果的に報道の質の向上につながる事が考えられる。また、情報伝達の基礎である5W1HのうちWHO(だれ)に該当する実名を報道することによって、報道機関は十分な伝達機能を発揮することができる。ここでは、匿名報道によりWHO(だれ)にあたる実名を報道しない場合において、推知を防ぐためにWHERE(どこ)の情報も匿名とされることで読者や視聴者が知りたい情報が欠落し国民の知る権利が侵害されることを懸念している。¹³

3つ目は、犯罪の予防につながるという点がある。実名報道をされることは、実名報道

¹¹ 朝日新聞 DIGITAL(2022年8月31日)「特定少年の実名報道、重い判断 朝日新聞「メディアと倫理委員会」

<https://www.asahi.com/articles/DA3S15402412.html?msocid=364962b091b76c5a3fff73d5905d6d9a> (2025年1月1日閲覧)。

¹² 朝日新聞 DIGITAL・前掲注(11)。

¹³ 内藤正明「実名報道と匿名報道の社会的役割--「国民の知る権利」と「少年法61条・推知報道の禁止」」名古屋外国語大学外国語学部紀要33号(2007年)106頁。

をされた加害者が社会的な非難を受けることにつながる。そのため、実名報道により犯罪が社会的に非難されることで同様の犯罪への抵抗感を強める効果が期待できる。

4つ目に冤罪事件の抑止が挙げられる。つまり、匿名報道では冤罪事件の阻止が出来ない場合があるということであり、具体的には「犯罪報道が匿名で行われると誤認逮捕でもそれを証明する人間が名乗りでない。」¹⁴事態が考えられる。メディアの実名報道により、「逮捕された彼は事件当時ここに居た。結果現場にはいなかった。」というアリバイを証言する人が名乗り出る可能性や、読者や視聴者からの声が法廷へ届くことが考えられる。¹⁵

② デメリット

特定少年に対する実名報道の一部解除については、主に法学者や報道関係者、少年司法関係者などから批判されてきた。そこで、デメリットとしては以下の2点が挙げられる。1つ目は、プライバシー侵害の可能性である。インターネットが普及した現代社会では実名報道がされると SNS 上で様々な憶測が拡散される。実際に少年事件で実名報道された加害者少年の名前を各種 SNS 等で検索すると住所や家族構成といった情報に加え様々な憶測や誹謗中傷が散見される。また、取材陣が関係者の自宅等に押し寄せて強引な取材を行うメディアスクラムの被害により加害者本人やその家族に負担を与える可能性も考えられる。

2つ目に、社会復帰の難しさがある。ここでは、実名報道が行われることで、少年が社会に出た時に就職ができず経済的に困難な状況に陥る危険性や、地域での孤立が懸念される。就職については、法務省の調査で無職者と有職者では無職者の方が有職者と比較して大幅に再犯率が高いことが分かっている。¹⁶加えて、保護観察対象少年の再処分率でも同様に無職者と有職者では無職者であった場合の方が、再犯率が高いことが分かっている。¹⁷これらの結果から、安定した職を持っていないことと再犯には関連性があると考えられ、更生には安定した職業に就ける環境が必要であることが分かる。

もちろん、こうした状況を改善する為の制度として協力雇用主等の取り組みがなされている。しかし、法務省の令和5年度版犯罪白書で令和4年度時点、約2万5千人の協力雇用主がいる中、実際に雇用している協力雇用主は1024社にとどまっていることが分か

¹⁴ 内田・前掲注(13)109頁。

¹⁵ 内田・前掲注(13)109頁。

¹⁶ 法務省「犯罪をしたもの等の就労の確保などの現状と課題について」、
[〈https://www.moj.go.jp/content/001222537.pdf〉](https://www.moj.go.jp/content/001222537.pdf) (2025年1月4日閲覧)。

¹⁷ 法務省(2022年12月13日)「令和4年版犯罪白書 第5編再犯・再非行」、
[〈https://www.moj.go.jp/content/001387346.pdf〉](https://www.moj.go.jp/content/001387346.pdf) (2025年1月4日閲覧)。

っている。¹⁸よって、一度犯罪に手を染めた非行少年を実際に雇っている企業はとても少ないことが考えられる。このように、非行少年の雇用に理解があると考えられる協力雇用主であっても実際に雇用している会社数が少ないという現状から、実名報道によりインターネット上で名前が知られることになれば、雇用する企業はさらに少なくなることが予想される。

5. 私見

ここまで、少年法の特定少年に対する実名報道の一部改正の経緯や内容およびメリット・デメリットについて述べてきた。それらを踏まえて、私個人としては、実名報道は行うべきではないと考える。というのも、デメリットとしても挙げたが、実名報道は少年の社会復帰に悪影響を与えると考えられるからである。また、SNSにより少年や少年の家族に対する誹謗中傷等が行われるケースもある。それにより住所等の公表される必要のないプライバシーまでもが流出することは、実名報道の結果受ける社会的な制裁の範囲を超えていると考える。この様な影響を受けることになった少年が再び犯罪に走る可能性も十分に考えられ、少年法の趣旨から見ても実名報道が少年の更生に良い結果をもたらすことは考えにくい。

これらの理由から、特定少年においても実名報道は解禁するべきでないと考えた。

6. おわりに

本稿では、特定少年に対する実名報道の是非について私見を述べてきた。実名報道のメリットとデメリットを考慮した上で私は、実名報道はすべきでないと考える。しかし、2021年の少年法の改正についての議論が当初少年法の適用対象を民法上と同様18歳に引き下げることが検討されていたにもかかわらず、現状特定少年も少年法の適用対象にとどまっていることから、少年法の適用対象の引き下げについては現在もなお議論が続けられている。このことから、今後も特定少年を少年法の適用対象として保護するか、成人と同様に責任を取るべき対象とするかという議論は続くことが予想される。

私個人としては、18・19歳の少年は民法上成人であっても社会にまだ出ていない場合も多く、周囲の環境を変えることで更生が期待できるという可塑性を有すると考える。また、近年増加傾向のある闇バイトのような犯罪には、実名報道により安定した職に就けて

¹⁸ 法務省(2023年12月8日)「令和5年版犯罪白書 第2編犯罪者の処遇」、
〈<https://www.moj.go.jp/content/001410101.pdf>〉(2025年1月4日閲覧)。

いない少年が手を染める可能性も考えられるため、少年法を厳罰化すれば犯罪が減るとい
う単純な問題で無いと考える。そのため、報道機関等は少年の健全育成と社会復帰が可能
な環境を作るためにも、慎重な判断と対応を要求されることとなるだろう。今後の少年法
改正の動向及び各報道機関の対応・姿勢については、注意深く見ていきたい。